

愛知県立大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、愛知県立大学大学院（以下「本大学院」という。）の科目等履修生に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、学則第15条に規定する入学資格を有する者とする。

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を希望する者は、所定の期日までに、入学検定料を納入した上、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 第2条に定める入学資格に係る卒業（見込）証明書及び成績証明書。ただし、愛知県立大学（旧学部を含む）及び愛知県立看護大学の卒業生並びに卒業見込みの者を除く。

(3) 履歴書

(4) その他学長が必要と認める書類

(入学の許可)

第5条 入学者の選考は各研究科会議が行い、入学の許可は学長が行う。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、履修を許可された授業科目の編成内容によっては、当該授業科目の開講期間とする。

(履修科目)

第7条 科目等履修生は、本大学院において開講する授業科目のうちから履修することができる。ただし、特に定める授業科目についてはこの限りでない。

(履修単位数)

第8条 科目等履修生として履修することができる単位数は半期10単位以内とする。

(単位修得証明書)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合は、本人の願い出により、単位修得・成績証明書を交付する。

(入学検定料の取扱い)

第10条 科目等履修生が複数の研究科に出願する場合は、それぞれ入学検定料を納付するものとする。

(規程の準用)

第11条 科目等履修生に関しては、本規程のほか、本大学院学生に関する規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に本大学院の開設準備行為として行った平成21年度の入学者に係る選考、入学手続きについては、この規程の相当規定に基づいて行った選考、入

学手続き等とみなす。